

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)	
地域名 (地域内農業集落名)	下羽田 (下羽田町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月22日 (第3回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・2013年4月において農事組合法人夢ファーム下羽田を立ち上げ、1集落1農場の下に農業経営を実施しております。入作地を除き全ての耕作地をカバーしております。
- ・現状及び課題として作業員の組合員の高齢化による減少、新規オペレーター不足による耕作に支障が発生しています。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・主要作物を水稻、麦、大豆に特化し耕作放棄地が発生しない生産活動を実施していきます。その為には、組合員の新規就労を受け入れる為の努力を図っていきます。当町では国営の整備事業も計画されており機械の大型化、スマート化を図り省力化に努めていきます。また、機会に応じて専従者を募集していきます。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	67.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	67.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・継続して集約化された農地を運営していきます。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理機構に貸し付けられた農地を管理していきます。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・現在、国営ほ場整備事業を計画しておりスムーズに実施できるようにします。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいきます。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・作業の効率化が期待できる防除作業は、グリーンサポート楽農(株)への委託を進めます。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③作業の効率化を図るために作業機械の更新等に合わせスマート農業を展開していきます。
- ⑦ほ場の給排水口、畦畔ブロックを修繕し作業に支障が発生しないようにします。ほ場の除草を定期的に計画し管理された状態を維持していきます。
- ⑧作業用建屋、育苗ハウス以外に作業用機械(コンバイン・田植機)等を保管できる倉庫を建設します。